

高等学校家庭科教師の性別役割分業観・家族観 からみる家庭科の課題

鈴木敏子* 尾嶋由紀子**

Views on Gender Role and Family of Home Economics Teachers and Problems of Home Economics Education in High School

Toshiko SUZUKI, Yukiko OJIMA

1. はじめに

家庭科は、戦後、学習指導要領の理念の上では、戦前の女子教科であった裁縫科や家事科を否定し、「たてまえ」として男女とも学ぶ「家庭建設」の教科として再生した¹⁾。その背景に、戦後の社会構造のあらゆる面における改革、とりわけ日本国憲法に規定された国民の基本的な人権や個人の尊重、法の下での平等条項など²⁾から導かれた教育基本法や改正民法などによる教育制度の改革と家族制度の改革、「良妻賢母」教育にとどめず女性の能力の伸長・開発が考えられた「女子教育」の改革³⁾等々があることを考えるなら、改めてその意義の大きさを思わずにはいられない。しかしながら、そうした理念を発展させるには、国民生活や教育の様々な実情がまだ熟していなかったことも事実である。1947年の「学習指導要領 一般編 (試案)」は続けていう。「たゞ、料理や裁縫のような、内容が女子にだけ必要だと認められる場合には、男子にはこれに代えて、家庭工作を課することに考えられている。」など。そしてやがて小学校の家庭科「廃止論」が打ち出されたり、高等学校の家庭科は選択教科であったことから家庭科を履修しない女子が増えてくることなどによって、家庭科という教科を死守しようとするがために、新設当初の家庭科の理念の発展を阻んだ側面もあったのではないかということを検討にいれてみることも必要ではないだろうか⁴⁾。

とりわけ中等教育の家庭科では、わが国の経済成長の基本単位となる家庭像、すなわち産業界や国家・社会が期待した性別役割分業でなりたつ「近代家族」像を描き、女子は将来の家庭経営者すなわち主婦[朴木・鈴木, 1991: 93-94]になるという位置づけのもとに家庭科は女子のみの教科として推進されてきたことは既に自明のこととなっている[朴木・鈴木, 1990, 鈴木, 1996など]。それは、女子・女性にのみならず、日本社会に性別役割分業を浸透させる上でどんなにか「貢献」したのではないだろうか。

* 横浜国立大学教育人間科学部家政教育講座

** 神奈川県立横浜平沼高等学校 (非)

ところが、1975年の「国際婦人年」を契機として男女平等、性別役割分業の撤廃に世界的に取り組まれることとなり、女性差別撤廃条約を批准するためにわが国でも中等教育における女子のみの家庭科に終止符がうたれたことも記憶に新しい。高等学校で家庭科を履修した男子学生がこの（1997年）春から社会人になったり、大学に入学してきた。そして共学家庭科を履修した生徒の意識調査報告も出始め、家庭科を履修した生徒の性別役割意識は薄らいでいる傾向がみいだされている[貴田・増田, 1987, 貴田・増田, 1988, 久保, 1993, 荒井・鶴田, 1996など]。だがわれわれは、神奈川県と三重県を例にとり高等学校で家庭科が男女共学・共修になる直前に実施した調査を[鈴木・尾嶋, 1996, 鈴木・尾嶋, 1997]通して、共学家庭科にも、性別役割分業やジェンダー観を再構築する側面があること、それ故、家庭科教師の授業実践がより大切になっていることを課題として指摘してきた。

すなわちいうまでもなく、教育や授業、子どもの学びとは、子どもがそこに存在するだけで成立するわけではない。佐藤は授業を再定義し、「認知的・技術的な実践と対人的・社会的な実践と自己内的・論理的な実践という、三つの側面が複合的に絡みあったいとなみ」である[稲垣・佐藤, 1996; 15-16]という。どのような題材、教材・教具が供されるかということ抜きに、子どもの意識の変容だけを論ずることもできないであろうし、教師とはいえ「完成人」というわけではなく、同じこの現代社会に生き、現代社会の影響を受けている教師の考えや言動は、子どもと教師との相互関係の過程で、いつのまにか子どもたちに反映されていっているであろう。家庭科教師といえども家庭科教師や家族・家庭に対して同じ価値観をもっているわけではない⁹⁾。それゆえ、「授業の問題も、たえず実践主体である教師自身のあり方や生き方の問題として自己回帰する性格をもっている」ブーメランのようなものである(稲垣・佐藤, 1996; 1)という指摘は大いに考慮する必要があると考える。

また女性や家族をめぐる世界的動向は進み、「国際婦人年」から20年たった1995年、第4回世界女性会議が北京で開催されて「北京宣言」と361パラグラフからなる「行動綱領」が採択された。「行動綱領」の第IV章「戦略目標および行動」のBのパラグラフ69-88が「女性の教育と訓練」にあてられている。そしてパラグラフ83(c)では、「ジェンダーに配慮した授業への効果的な戦略を提供するため、教育の過程における自らの役割に関する意識を高める、教員及び教育者のための研修計画および研修教材を開発すること。」とある。国連婦人の地位委員会日本代表の有馬真喜子氏によると、1997年3月に開かれた第41回国連婦人の地位委員会における第4回世界女性会議のフォローアップの議題で、「行動綱領」の「女性の教育と訓練」に関して21項目の合意結論が得られ、その中でジェンダーの視点から教師の再教育の課題が重視されていたとのことである¹⁰⁾。これは、社会のあらゆる部面でジェンダー関係が問い直されている今日、教師自身のあり方や生き方を問い直し築き上げる(稲垣・佐藤, 1996; 15)上での一つの指針が提示されているものとみることができる。

こうした状況において、本報は、家庭科教師の家族観、ならびに「近代家族」とパラレルに形成されてきた性別役割分業観を通して、男女共学が軌道に乗ってきた高等学校家庭

科の授業実践における課題を探ろうとするものである。

分析する資料は、神奈川県と三重県の全日制公立高校の全家庭科教師に1994年1月に依頼した「家庭科と家庭生活に関する意識調査」である。そのうち、家族観と性別役割分業観に関する設問項目から考察する。調査の方法と回答者の属性は既報[鈴木・尾嶋, 1996, 鈴木・尾嶋, 1997]に詳しいので、ここには回答が有効であった190名の年齢(表1)、結婚の状態(表2)、生活形態(表3)の表を再掲しておく。

表1 回答者の年齢構成

単位：人(%)

年代	県	総 数	神 奈 川 県	三 重 県
20 歳 代		33 (17.4)	20 (17.6)	13 (17.1)
30 歳 代		66 (34.7)	42 (36.8)	24 (31.6)
30歳代前半	〔	31 (16.3)	22 (19.3)	9 (11.9)
30歳代後半		35 (18.4)	20 (17.5)	15 (19.7)
40 歳 代		43 (22.6)	25 (21.9)	18 (23.7)
50 歳 代		32 (16.9)	16 (14.0)	16 (21.0)
不 明		16 (8.4)	11 (9.7)	5 (6.6)
計		190 (100.0)	114 (100.0)	76 (100.0)

注)〔〕は30歳代の内数

表2 回答者の年代別、県別、結婚の状態

単位：人(%)

		総 数	20歳代	30歳代	30歳代前半	30歳代後半	40歳代	50歳代	不 明
総 数	計	190 (100.0)	33 (100.0)	66 (100.0)	31 (100.0)	35 (100.0)	43 (100.0)	32 (100.0)	16 (100.0)
	既 婚	135 (71.0)	7 (21.2)	49 (74.3)	24 (77.4)	25 (71.4)	41 (95.3)	31 (96.9)	7 (43.8)
	未 婚	48 (25.3)	26 (78.8)	16 (24.2)	6 (19.4)	10 (28.6)	2 (4.7)	1 (3.1)	3 (18.7)
	不 明	7 (3.7)	0 (-)	1 (1.5)	2 (3.2)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	6 (37.5)
神 奈 川 県	計	114 (100.0)	20 (100.0)	42 (100.0)	22 (100.0)	20 (100.0)	25 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)
	既 婚	77 (67.5)	4 (20.0)	29 (69.0)	16 (72.8)	13 (65.0)	24 (96.0)	16 (100.0)	4 (36.4)
	未 婚	32 (28.1)	16 (80.0)	12 (28.6)	5 (22.7)	7 (35.0)	1 (4.0)	0 (-)	3 (27.3)
	不 明	5 (4.4)	0 (-)	1 (2.4)	1 (4.5)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	4 (36.4)
三 重 県	計	76 (100.0)	13 (100.0)	24 (100.0)	9 (100.0)	15 (100.0)	18 (100.0)	16 (100.0)	5 (100.0)
	既 婚	58 (76.3)	3 (23.1)	20 (83.3)	8 (88.9)	12 (80.0)	17 (94.4)	15 (93.8)	3 (60.0)
	未 婚	16 (21.1)	10 (76.9)	4 (16.7)	1 (11.1)	3 (20.0)	1 (5.6)	1 (6.2)	0 (-)
	不 明	2 (2.6)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (40.0)

注) 30歳代前半と後半の実数は30歳代の内数

表3 回答者の県別、未婚・既婚別、生活形態

単位：人(%)

	総 数				神 奈 川 県				三 重 県			
	計	既 婚	未 婚	不 明	計	既 婚	未 婚	不 明	計	既 婚	未 婚	不 明
同 居	159 (83.7)	131 (97.0)	28 (58.3)		93 (81.6)	73 (94.8)	20 (62.5)		66 (86.8)	58 (100.0)	8 (50.0)	
単 身	25 (13.2)	4 (3.0)	20 (41.7)	1	17 (14.9)	4 (5.2)	12 (37.5)	1	8 (10.5)	0 (-)	8 (50.0)	
不 明	6 (3.1)			6	4 (3.5)			4	2 (2.6)			2
計	190 (100.0)	135 (100.0)	48 (100.0)	7	114 (100.0)	77 (100.0)	32 (100.0)	5	76 (100.0)	58 (100.0)	16 (100.0)	2

出典) 以上の表1, 表2, 表3は [鈴木・尾嶋, 1997: 180-181] より。

2. 性別役割分業の状況に関する考え

(1) 性別役割分業をめぐる動向と家庭科との関係について

地球規模で社会の「発展」と「平和」とともに男女平等を求めて設定された1975年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の十年」は、女性差別撤廃条約を制定せしめた(1979年12月、国連第34回総会で採択)。それは、男女平等を達成するためには、伝統的・固定的性別役割分業がいかに桎梏になっているか、したがって、あらゆる場面においてそれを撤廃していくことがいかに重要であるかということ、そして撤廃していく方法の大筋を示したものであった⁷⁾。わが国も「国連婦人の十年」中間年の1980年に同条約の批准を約束する署名をし、公言通り1985年6月に批准した。こうした世界的動向と女性差別撤廃条約の批准を背景にして、性別役割分業の実態や意識を解消しようとする機運は国内でも高まってきた。このような「固定的な性別役割分業をなくしていこうとする傾向」について、よいと「思う」もの57%、「どちらかというと思う」32%と、9割が好意的に受け止めている。他の1割は、「あまりそう思わない」3%、「どちらともいえない」6%、無回答2%であり、「思わない」というものはなかった。

一方、女性差別撤廃条約を批准するために、高等学校で女子のみ4単位必修であった家庭科が1994年度入学生から男女とも4単位必修に変更された。そこで、1989年改訂学習指導要領の家庭科が、全体として性別役割の解消や男女平等をめざした内容になっているかどうか尋ねたところ、「そう思わない」2%、「あまりそう思わない」13%に対して、「そう思う」4%、「どちらかというと思う」39%と、前向きに評価した教師が多かった。ただ「どちらともいえない」と評価しかねているものも39%あり、半数余りの教師が男女平等の観点からみるとまだ内容に問題があると感じているとみることができる。とはいえ「性別役割の解消をめざすことが今後の家庭科の課題である」と「思う」20%、「どちらかというと思う」32%と、家庭科教育の課題として考えるものが過半数で、「思わない」3%と「あまりそう思わない」13%、計16%の3倍以上であった。他の31%は「どちらともいえない」である。さらに高校生が家庭科を学ぶことによって社会全体の性別役割意識は解消の方向へ向かうと思うかどうかということになると、「そう思う」21%、「どちらかというと思う」55%と、積極的評価はより高まり、性別役割分業撤廃という社会的課題にこたえる教科として家庭科がとらえられようとしているといえよう。

(2) 職場や家庭における性別役割分業の状況のとりえ方

家庭科教師は、自分が属する職場や家庭の性別役割の現状についてどのようにとらえているであろうか。

職場の場合、「性別による役割分担」が解消されていると「思う」9.5%、「どちらかというと思う」30.5%、「思わない」5.8%、「あまりそう思わない」24.2%となった(表4)。解消されているととらえている教師の方が解消されていないというものより多いものの、それは半数もなく、他に「どちらともいえない」が28.4%あり、高等学校という職場にも性別による役割関係がかなりあると推測される。

では教師自身の家庭ではどうであろうか。同じく表4によると、「家事労働の分担」が男女によって違いなく行われていると「思う」13.2%、「どちらかというと思う」16.8%と、性別による分担はないとらえるものが合わせて3割であるのに対して、性別によって違いがあるというものは半数以上（あるが31.8%、ややあるが22.2%）であった。職場より家庭の方がより性別役割の実態があるとみている。

表4 職場と家庭の性別役割のとらえ方 (1)

		総 数 % (実数: %)	家 事 労 働 の 性 別 分 担					
			違いなく行わ れていると思う	どちらかとい うと思う	どちらとも いえない	あまり 思わない	思わない	不 明
職 場 の 性 別 役 割 分 担	総 数	100.0(190:100.0)	13.2	16.8	13.7	22.2	31.8	0.3
	解消されていると思う	9.5(18:100.0)	22.2	11.1	5.6	16.7	44.4	-
	どちらかというと思う	30.5(58:100.0)	13.8	27.6	13.8	20.7	22.4	1.7
	どちらともいえない	28.4(54:100.0)	22.2	9.3	16.7	20.4	31.5	-
	あまり思わない	24.2(46:100.0)	2.2	15.2	15.2	30.4	34.8	2.2
	思わない	5.8(11:100.0)	-	18.2	9.1	18.2	54.5	-
	不 明	1.6(3)						

職場と家庭におけるとらえ方の関連を表5からみてみると、職場で性別役割があると感じている人に家庭における性別役割の存在も感じている人が多く、職場の性別役割は解消していると感じている人では家庭における性別役割があるととらえる人とないととらえる人とに分かれている。結局、20%が職場と家庭の双方で性別役割は解消されていないとみており、19%が職場では解消されているが家庭では解消されていない、5.3%が職場では解消されていないが家庭では解消されているととらえており、職場でも家庭でも性別による分担が解消されているとみている教師は16%であった。

表5 職場と家庭の性別役割のとらえ方 (2)

		家 事 労 働 の 性 別 役 割	
		解消されている	解消されていない
職 場 の 性 別 役 割	解消されている	15.8%	18.9%
	解消されていない	5.3%	20.0%

県別にみても、三重県の方が神奈川県より、職場でも家庭でも性別役割が解消されていないあるいはあるという方向でとらえている教師が1割程度多かった。また、20歳代と30歳代は40歳代や50歳代より職場での性別役割が解消されていないとらえており、30歳代が最も家庭における性別役割があるととらえているという、年代による特徴がみられた。既婚・未婚別ではあまり差はみられなかった。

では、職場、家庭におけるこのような性別役割は、今後どうなっていくと考えられているであろうか。職業上での性別役割は解消していくと「思う」12%、「どちらかというと思う」37%、「思わない」2%、「あまり思わない」17%、「どちらともいえない」32%であり、家事労働の性別分担の方は、解消していくと「思う」17%、「どちらかというと思う」43%、「思わない」3%、「あまり思わない」15%、「どちらともいえない」20%であった。現在性別役割があるととらえるものが職場より多かった家事労働であるが、これからの見通しになるとより楽観的である。それは個々人の努力に期待できる面があると考えられているからであろうし、やや願望的にとらえているとも考えられる。それに対して、職場や仕事の上では個々人の努力だけではいかんともしがたい面があるととらえられていることから解消の見通しの比率は落ちているものと考えられる。解消する方向でとらえているものを県別でみると、職業上では神奈川県54%、三重県44%、家事労働では神奈川県66%、三重県56%と、いずれも、神奈川県の方が1割程度多くなっていた。

また、職場と家庭における性別役割の実状と今後の変化の方向のとらえ方を関連させてみたのが図1と図2である。いずれにおいても、現在性別役割が解消されているものととらえているもの間で今後はさらに解消するととらえられており、性別役割が現在解消されていないあるいはあるととらえているもの間では、今後も解消は困難であるととらえられている傾向がある。

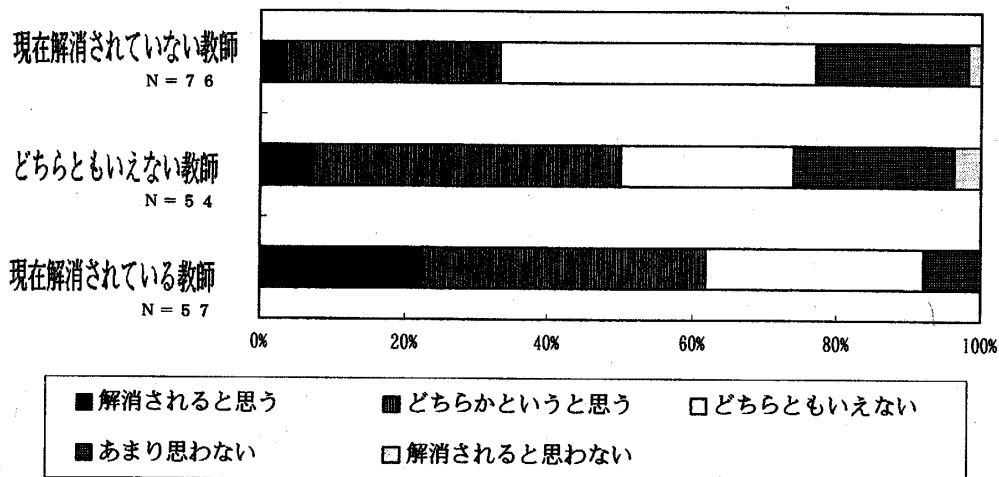


図1 職場の性別役割解消の見通し

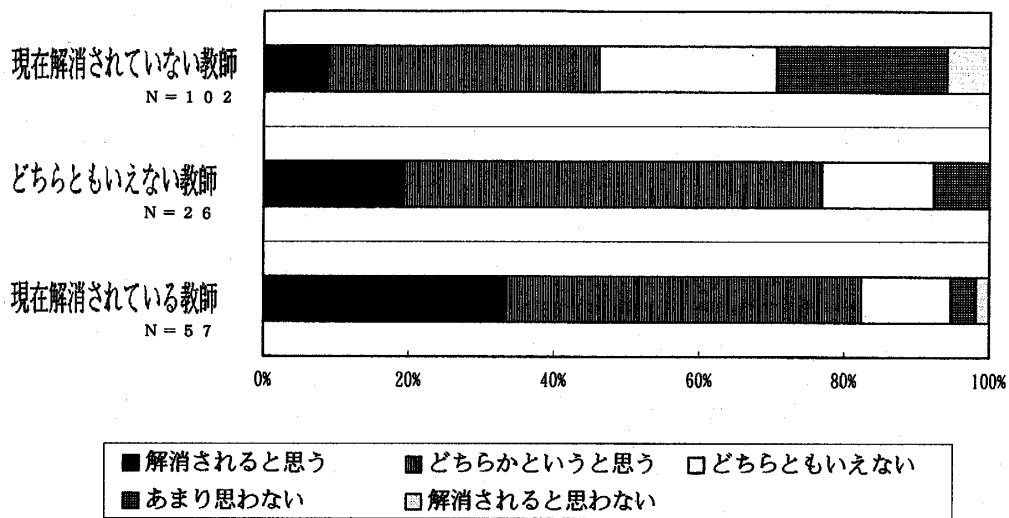
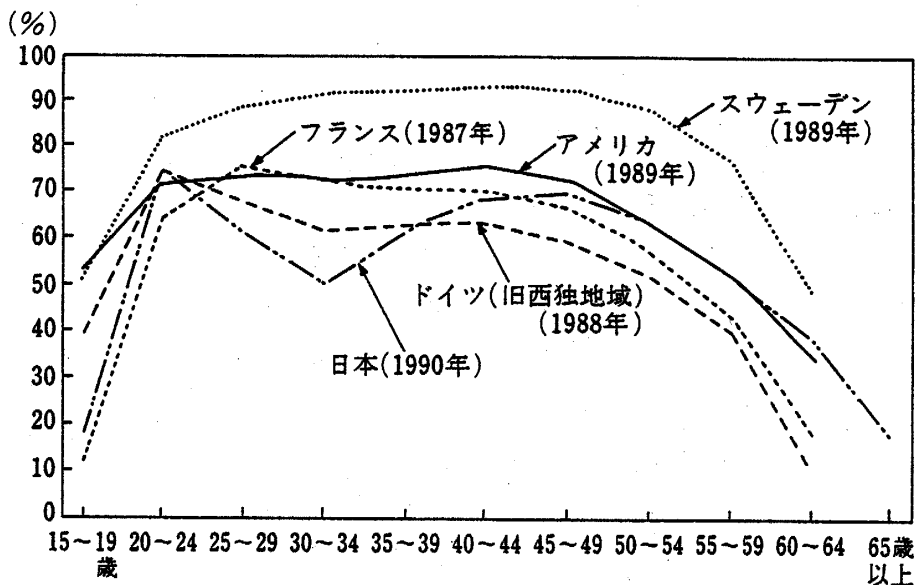


図2 家庭の性別役割解消の見通し

(3) M字型女性労働のとらえ方

性別役割意識の特徴を労働の側面と関連づけて明らかにするために、わが国の女性労働の特徴に関する考え方をみることとし、「女子労働力率の国際比較」の図3を示した。すなわち、女性は結婚や出産を機会に離職し、子育ての役割が軽減してくると再び就業するというライフサイクルをとるものが多く、そのため年齢階層別に労働力率をみるとM字型を描く。しかし近年欧米ではそれが台形になりつつあるが、わが国では依然としてM



資料出所 ILO "Year Book of Labour Statistics"

出典) 労働省「労働白書(平成3年版)」107頁

図3 女子労働力率の国際比較

字型の特徴を維持しているということがあらわれている資料である。それについて、「1 女性が出産，育児の役割を果たすためにM字型が一番自然な形でよい。」「2 欧米のような高原型がよいが，女性に出産，育児の役割がある以上しかたがない。」「3 欧米のような高原型がよいが，なんらかの対策が望まれる。」「4 その他」の4つから，自分の考えに近いものを1つ選択してもらった。「その他」の場合には自由記述を求めた。図4はその結果である。

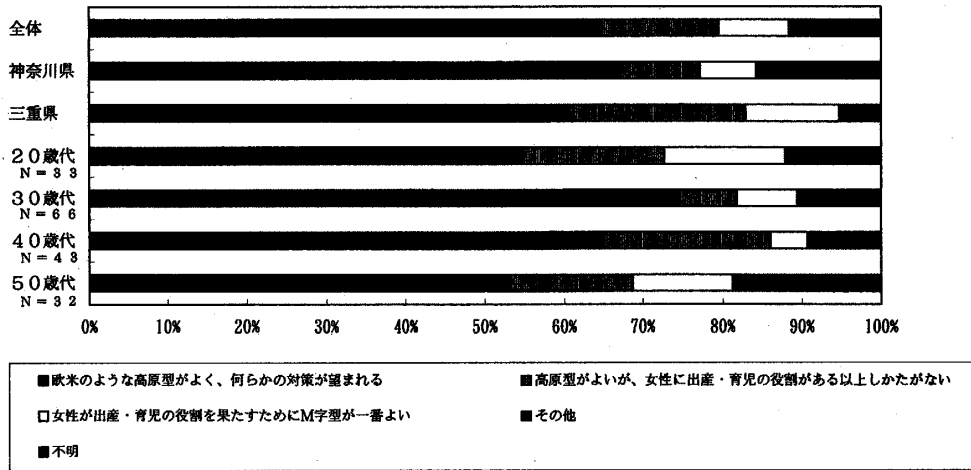


図4 M字型女性労働のとらえ方

「高原型がよく対策を望む」と答えた教師が最も多い64%，次いで「高原型がよいがしかたない」が15%，「M字型は自然な形でよい」が9%，「その他」8%であった。「その他」には，それぞれの意識や考え，希望によるといったようなことが記されている。すなわち，8割くらいが「高原型」を支持しており，しかもその大半は積極的に支持して対策の必要性を感じていた。総理府が1995年に行った「男女共同参画に関する世論調査」で，女性が職業をもつことに対する女性（20歳以上，1,974人）の回答結果をみると，「高原型」に相当する「（女性は）子どもができて，ずっと職業を続ける方がよい」は33%であり，「M字型」に相当する「子どもができたなら職業をやめ，大きくなったら再び職業をもつ方がよい」がもっとも多い40%の他，「結婚するまでは，職業をもつ方がよい」と「子どもができるまでは，職業をもつ方がよい」を合わせて18%，「女性は職業をもたない方がよい」も4%あった [総理府，1995：35]。同じ問い方でないとはいえ，本調査の家庭科教師の場合，女性が職業をもち，継続することを支持する，つまり女性の生き方を「女性は家庭」という分業意識でとらえるというより「女性は仕事」という考え方をもっている層を形成しているといえよう。

県別では，「高原型」の積極的支持者は神奈川県69%，三重県62%と大差はないが「高原型」を支持しつつもしかたがないという「あきらめ型」と「M字型」支持者をあわせると，三重県は神奈川県の18%の倍近い35%になっている。年齢別にみると，「高原型」を支持して対策を望んでいる教師は，両県とも30歳代が最も多く75%に達していた。ち

ようど自らも育児期にあって教師という仕事をしているからであろう。それに対して、未婚者が多かった20歳代では「高原型」の積極的支持率は55%に落ち、「あきらめ型」と「M字型」の比率が比較的高くなっている。

また、「父性」「母性」に対する考え方〔鈴木・尾嶋, 1997: 190-191〕との関連をみると、女性労働の「M字型」を支持するものは、「父親、母親はそれぞれ違った役割があるので区別したほうがよい」と答えた教師のうちでは17%、「母性、父性を区別しない方がよい」と答えた教師のうちでは6%、という差がみられた。

3. 「家族」のとらえ方

性別役割分業は、「近代家族」の一つの重要な特徴となっている。ところで、家庭科教師は職業をもっているという点において性別役割分業の一角を崩しているといえる。かといって、それが家庭において、具体的には家事労働の性別分担を崩すに至らず、さらに職場にも性別役割が反映・存在している実態があった。それでもこの先、家庭から、そこにはやや願望的なむきを感じられたが、性別役割分業は解消していくと見通されており、「近代家族」のあり方を揺るがしているともいえる。では「近代家族」の他の特徴は、家庭科教師にどのようにとらえられているであろうか。「近代家族」の特徴として指摘されていること〔たとえば、落合, 1994: 97-103〕, および日本的な「近代家族」像を描いてきた高等学校の「家庭一般」の教科書や家族政策などから4点を抽出し、それぞれについて「そう思う」「どちらかというと思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「思わない」の5段階で回答を求めてみた。その結果を表6にした。

表6 家族のとらえ方 (1)

	総数	そう思う	どちらかという 思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない	無回答	点数化
「夫婦と子ども」という家族形態を正常な家族だと思うか	100.0	20.0	30.5	28.4	11.1	7.9	2.1	+0.44
家族は強い絆で結ばれた愛情豊かなものであると規定することをよいと思うか	100.0	26.8	41.1	21.6	5.8	2.6	2.1	+0.84
保育は家庭に第1次的な責任があると思うか	100.0	42.1	36.3	14.2	2.6	2.6	2.1	+1.13
子どもの非行、犯罪、自殺などは家庭や親のあり方に問題があることが主な原因であると思うか	100.0	31.6	42.1	22.1	1.1	1.1	2.1	+1.02

「近代家族」は形態の面から「夫婦と子ども」からなる「核家族」が基本的な形態であるととらえられることから⁸⁾「『夫婦と子ども』という家族形態を正常な家族だと思いますか」という項目を用意した。「夫婦と子ども」という形態が「異常である」ということではなく、家族は「夫婦と子ども」からのみなるものということにどれくらいとらわれているかということのみようとしたものである（したがっていま省みるに、必ずしも妥当な項目設定とはいえなかったのではないかと考えているが）。その結果、「そう思う」20%、「どちらかというと思う」31%と、肯定者は51%、思わないの計は19%、「どちらともいえない」28%となった。肯定的なとらえ方は、三重県で63%、神奈川県で42%と、県別に差があった。年代別では、両県とも20歳代と50歳代が30歳代と40歳代に比べて肯

定する割合が高くなっていた。

「家族構成員相互の強い情緒的關係」という「近代家族」の特徴[落合, 1994: 99]に関するとらえ方をつかむために設定したのが、「家庭は強い絆で結ばれた愛情豊かなものであると規定することをよいと思いませんか」という設問である。「そう思う」27%、「どちらかというと思う」41%と、68%が肯定し、否定的にとらえる人は8%であった。県別では、神奈川県で63%、三重県で79%の人がそう規定することをよいと考え、よいと思わない人は、神奈川県では12%、三重県は4%という差がみられた。

1960年代から保育政策や家庭政策では、保育は両親・家庭に第一次的責任があるとされてきた⁹⁾。また家族研究においては、T.パーソンズに代表されるように「子どもの社会化」が「近代家族」の重要な機能とされ、「近代家族」の特徴の一つとして「子ども中心主義」もあげられる[落合, 1994: 99]。それは、性別役割分業と結合させて重視されてきた側面をもつ。そこで「保育は家庭に第一次的な責任があると思いませんか」と、「子どもの非行、犯罪、自殺などの最近の問題は、家庭や親のあり方に問題があることが主な原因であると思いませんか」という問を設けた。前者については「そう思う」42%、「どちらかというと思う」36%、後者についても「そう思う」32%、「どちらかというと思う」42%と、7割以上から8割近い人が肯定的に答え、否定的にとらえるものは数パーセントあっただけである。これらは県による差はほとんどみられない。後者について肯定するものは20歳代で9割にのぼり、年代が高くなるにつれて減少して最も肯定者の低い50歳代は63%である。

これら4項目を相対化してみることができるよう、「どちらともいえない」を0とし、「そう思う」を+2、「どちらかというと思う」を+1、「あまりそう思わない」を-1、「そう思わない」を-2として点数化し、それぞれの項目の平均求めた。その結果、「夫婦と子どもという家族形態を正常な家族だと思う」は+0.44、「家庭は強い絆で結ばれた愛情豊かなものであると規定することをよいと思う」は+0.84、「保育は家庭に第一次的責任があると思う」は+1.13、「子どもの非行、犯罪、自殺などの問題の原因として、家庭や親のあり方に問題があると思う」は+1.02で、4項目とも肯定の側に位置づいた(表6)。中でも家庭に第一次的な保育責任があるとする考えの肯定度が最も高く、次いで子どもの問題行動の主要原因を家庭におくことであった。県別にみると(図5)、どの項目も神奈川県より三重県の方で肯定度は高く、最も差が大きかった項目は「家族形態」であり、全体として肯定率が高いことによってあまり差がないのは子どもの問題は家庭や親のあり方にあるからという項目であった。年代別では、全般的に50歳代の肯定度が高く、30歳代が一番低くなっていた。項目ごとにいえば、家族の形態に関するとらえ方で年代別の差が一番大きく、保育責任に関する項目ではどの年代も肯定度が高いために年代間の差は小さくなっていた。子どもの問題と家庭責任との関係に関しては20歳代で肯定度が高く、家庭の絆を愛情とみる項目では40歳代と50歳代で肯定度が高くなっていた。

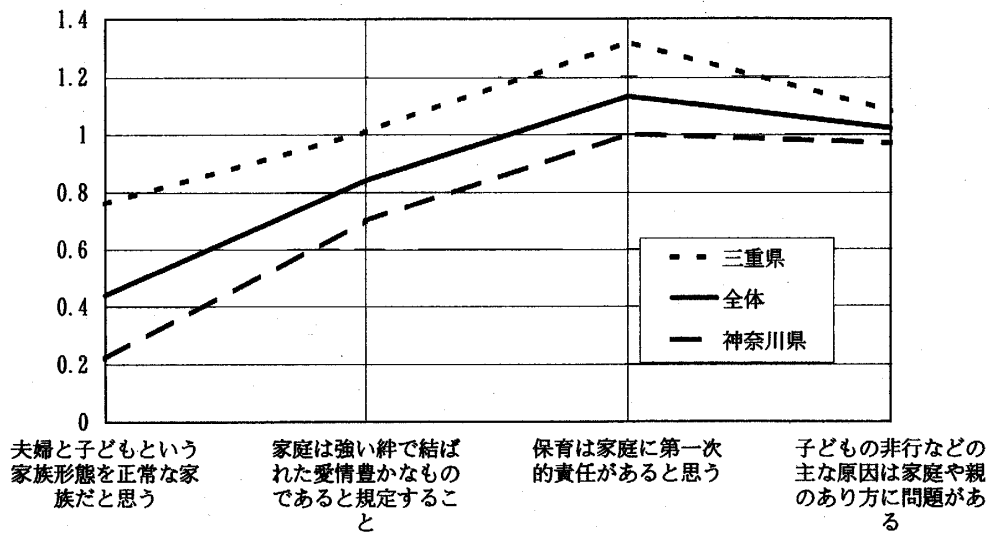


図5 家族のとらえ方 (2)

4. 夫婦の姓に関する考え方

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」と、第二次大戦後、日本国憲法の「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」に則って改正された民法であるが、いまだ夫の氏を称する夫婦が97～98%であり、それはもはや戦前の「家」制度の名残りというだけでなく、わが国で「近代家族」の性格を象徴する実態となっているといえる。それゆえ、女性の雇用の場への進出、その他家族をめぐる多様な背景を伴って、この夫婦同姓強制の条文を改正することが俎上にのぼってきた¹⁰⁾。

そこで夫婦の姓に関する考え方について尋ねた。選択肢は図6に記したとおりであり、自分の考えに近いものを一つ選んでもらった結果である。これを大きく分けると、1・2・3は現在の夫婦同姓制度支持、4・5・6は夫婦別姓容認制度支持という選択肢である。

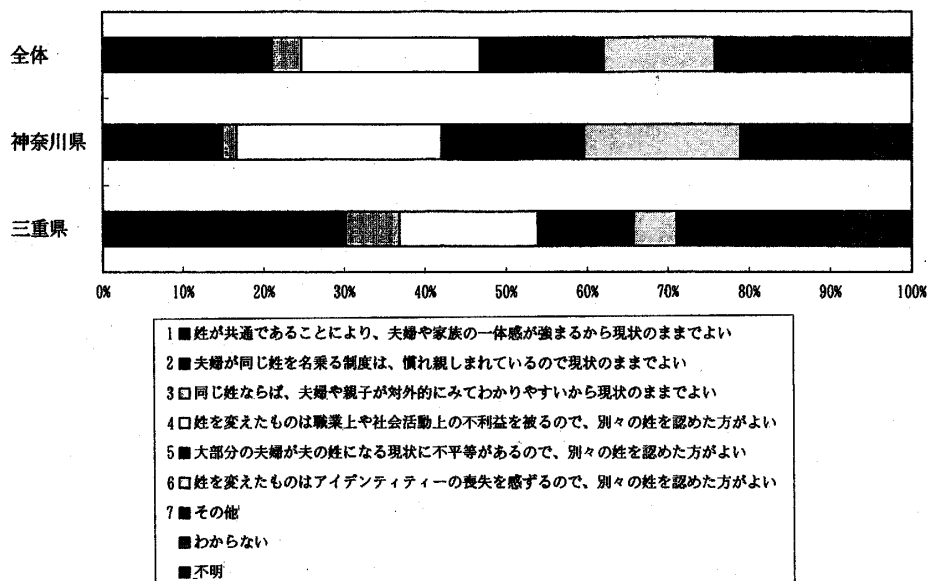


図6 夫婦の姓について

現在の夫婦同姓強制制度支持が25%、夫婦別姓容認制度支持が51%となった。他に「その他」が17%、「わからない」と無回答で7%あった。なお「その他」の三分の二以上のものが自由に選択できるようにするべきであるといったように記述しているので、結局夫婦別姓容認・選択制の支持率は6割以上になる。県別でみると、神奈川県では別姓支持が62%、同姓支持が17%、三重県では別姓支持が34%、同姓支持が37%と、大きな違いがみられた。年代別では同姓支持が最も低いのは30歳代で15%、次いで40歳代の21%、そして20歳代は27%、50年代は34%と上がっている。別姓支持は30歳代70%、40歳代42%、50歳代38%、20歳代36%と下がる。20歳代は「わからない」が15%と多くなっているのが特徴的である。県別・年代別にみると、別姓を支持する割合が高いのは、神奈川県の30歳代の81%と50歳代の67%であり、その支持率の低い層は三重県の50歳代の13%であった。

同姓を支持するものの理由によって内訳をみると、「夫婦や家族の一体感が強まる」が15%でもっとも多く、「慣れ親しまれている」制度であるからが6%、「夫婦や親子が対外的にわかりやすい」4%となる。別姓支持の場合は、姓を変えると「職業上や社会活動上の不利益を被るので」が22%、「夫の姓になる現状に不平等があるので」15%、「アイデンティティの喪失を感じるので」14%である。ただし神奈川県の場合「アイデンティティの喪失感」と「夫の姓になる現状に不平等がある」が逆になる。特に「アイデンティティの喪失」という理由は神奈川県と三重県とでは比較的大きい差が生じていた。

総理府が1994年9月に行った「基本法制度に関する世論調査」によると、女性（20歳以上、1,170人）で「選択的夫婦別姓制度」に法律を変える方がよいと思うは28.6%、そうは思わないが50.7%であった〔総理府広報室、1995：19〕。これに比較すると、本調査の家庭科教師たちの夫婦別姓の受容度は高くなっている。

5. 新しいライフスタイルの受容度

政策サイドから、また家族研究において、「家族の多様化」「ライフスタイルの多様化」といわれだしてから久しくなった〔鈴木、1995〕。それは理論的にも実態的にも「近代家族論」ならびに「近代家族像」の揺らぎを意味しているものである。民法の夫婦同姓強制の条項を改正しようという動きは、その典型であろう。現在交されている「家族多様化論」や「ライフスタイルの多様化論」には整理すべき課題が多々あるが、それはここではさておき、これまでの「近代家族」や法的制度的に枠づけられたものから「逸脱」していると考えられる「ライフスタイル」を、家庭科教師はどのように受け入れているかみることにした。

「婚姻届を提出せず一緒に生活すること」「同居を前提にしない結婚生活」「同性カップルによる共同生活」「未婚で子どものいる生活」「一生独身で生活すること」「子どもを生まない結婚生活」「婚姻届を提出し、実生活で夫婦が別姓で活動すること」の7項目について、それぞれ「受容できる」「受容できない」「一概にいけない」「わからない」から一つを選んでもらった。「受容できる」という割合の高い順にあげると、「婚姻届を提出し、実生活で夫婦が別姓で活動する」78%、「一生独身で生活する」78%、「子どもを生まな

い結婚生活」72%、「同居を前提にしない結婚生活」54%、「未婚で子どものいる生活」48%、「婚姻届を提出せず一緒に生活する」43%、「同性カップルによる共同生活」29%となる。総理府が1986年に実施した「家族・家庭に関する世論調査」(20歳以上男女、2,210人)では、「一生独身で暮らす」「子供を産まない結婚」「戸籍を入れない同居」「未婚の母」について、「賛成」「どちらかと言えば賛成」「一概には言えない」「どちらかと言えば反対」「反対」「わからない」という選択肢で尋ねている。それぞれの賛成の比率をあげると、順に8.4%、5.9%、4.6%、2.8%と、いずれも一桁という小さい比率であった[総理府広報室、1986:45]。問い方に違いがある一方、調査年も9年ほど後とはいえ、本調査の教師たちの、いわゆる新しいライフスタイルというものの受容度はかなり高くなっているといえよう。とりわけ法律の範囲内にあるライフスタイルについては、「受容できる」というものが7割以上になっている。

これらを相対的に比較しやすくするために、「受容できる」を「+1」、「受容できない」を「-1」として点数化してみると図7である。やはり「受容できる」割合が高い順に得点も高く、「同性カップルによる共同生活」を除いた6項目はすべて+値となった。県別では、いずれの項目も神奈川県の方が三重県より点数が高い。その差が大きいのは「同性カップルによる共同生活」「同居を前提としない結婚生活」「子どもを生まない結婚生活」である。年代別では20歳代、30歳代の点数は高く、50歳代は低くなっていた。未婚・既婚別でみると、いずれの項目も既婚者の方が未婚者よりも点数は高くなっていた。

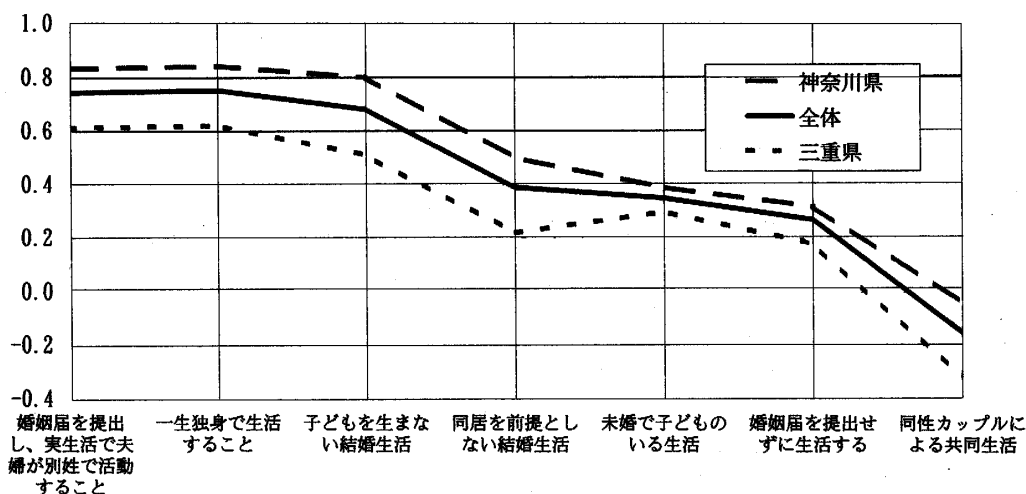


図7 新しいライフスタイルの受容度

さらに神奈川県教師について、神奈川県が1993年に実施した「くらしについての県民意識調査」の女性¹¹⁾の回答[神奈川県県民部県民課、1993:177]と比較してみると図8のようになる。われわれの調査の教師の受容度は県民女性より相当高くなっている。

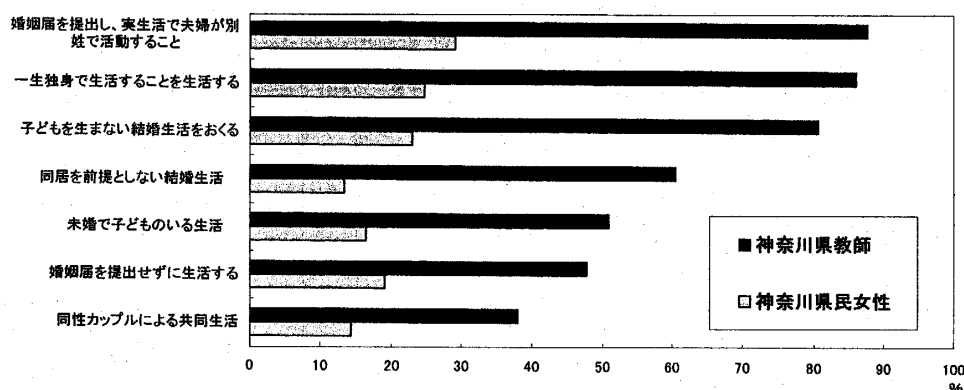


図8 新しいライフスタイルの受容率の比較

以上のように、全国調査や神奈川県民の調査と比較すると、本調査の教師たちは新しいライフスタイルについてもかなり進んだ受けとめ方をしている方であるといえる。とはいえ、法律や制度の範囲内で許容度が進みつつあることを示している。

6. おわりに

高等学校家庭科が男女とも必修になる準備が進んだ1994年1月、われわれは、公立高等学校の設置状況の特色が異なる神奈川県と三重県の全ての公立高等学校と、家庭科教師全員に、新教育課程における家庭科の位置づけや、家庭科のとらえ方および家族・家庭や性別役割分業に対する考え方等について調査した。本報では、そのうち高等学校の家庭科教師の性別役割分業観と家族・家庭観について分析してきた。それは、家族・家庭およびジェンダー関係について、教師自身、どのような考え方をもっているか、また自らのそうした価値観について自ら客観視し問い直し続けるということは、家庭科教育に携わる場合のひとつの要であり、中等教育の家庭科が女子のみの教科から性別に関わらずすべての生徒が学ぶ教科に変化した段階において、授業実践を進めるにあたっての課題としてとりわけ意識的に課題にする事柄であると考えたからである。

家庭科教師たちの性別役割分業観や家族観には、地域や年代による相違がいくらか出ていた。しかし、他の世論調査などに比べて、考え方として性別役割分業を否定的にとらえたり、伝統的な「近代家族」観にとらわれない層は概して厚くなっている。そして半数以上は、職場にも家庭にも、性別役割分業が厳として存在していることを率直にとらえている。また、高等学校で男女に必修となった新しい家庭科ではあるが、必ずしも性別役割の解消や男女平等をめざした内容になっているととらえていないものも半数以上ある。だが、高校生の家庭科学習も性別役割分業撤廃という現代の社会的課題に 대응するものとしてとらえられている。このように現状と理念との落差を見いだせることは、家庭科の授業づくりを進めるにあたって一つの重要な点であろうし、実質的に新しい家庭科が切り拓かれていくことが期待される点でもある。さらに家庭科教師一人ひとりの家族観・家庭観、ジェンダー観などが、子どもたちや教材と関わってどのように授業に表われていくか、授業の

事例的な分析を進めることを次の研究課題としていきたい。

最後に、多忙な折に、調査にご協力いただいた神奈川県・三重県の高等学校と先生方に、改めて心より厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 戦後最初の「学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度」には、「家庭科は、これまでの家庭科と違って、男女ともにこれを課することをたてまえとする。」とある。また、「学習指導要領 家庭科編（試案）昭和二十二年度」の「はじめのことば」は、「家庭科すなわち家庭建設の教育は、」と始まっている。
- 2) 近年、日本国憲法の基本的人権の制定過程が明らかにされつつある[たとえば、ベアテ・シロタ・ゴードン、1995、参照]。
- 3) 戦後いち早く出されたのは「女子教育刷新要綱」であった（1945年12月8日、閣議諒解）。
- 4) 戦後初期の家庭科の実情については、[朴木・鈴木、1990参照]。また家庭科を死守したプロセスの一端は[40周年記念誌編集委員会、1990]からもみてとれる。
- 5) 「憲法は男女の本質的平等に立脚して制定されています。当協会は単に同質同量の形式的平等でなく、女性の家庭における役割の重要なことを踏まえて、新しい家庭科を小・中・高一貫して……」[40周年記念誌編集委員会、1990：2]、というように、なお女性の家庭役割を強調する論調も見られる。
- 6) 国際女性の地位協会主催、'97.5シンポジウム（1997年5月10日）における有馬真喜子氏の報告による。参考に、1997年5月11日現在でインターネットからダウンロードした合意結論案の該当項目を記す。
 14. The development of gender - sensitive teaching materials, classroom practices and curricula and of awareness - raising and regular gender training for teachers is a prerequisite for breaking down gender stereotypes and developing non - discriminatory education and training aimed at the physical and intellectual development of girls and boys.
 15. The recruitment, training, working conditions and the status of teachers, in particular, of women teachers, must be improved, and gender - sensitive training for teachers, teacher trainers, school administrators and planners must be developed. Positive action programs should be stimulated in order to overcome the underrepresentaion of women in educational management.
 16. The use of instruments available to ensure equality in education and training should be promoted - instruments such as research, information campaigns, refresher courses for teachers, development of gender - sensitive teaching materials, positive action measures and gender impact assessments. They focus on a variety of actors: girls and boys, parents, teachers, school administrators and policy makers.
 17. Teacher training is an essential component in the transmittal of gender-sensitive programmes for eliminating the differential behavioural expectations of girls and boys which reinforce the gender division of labour. Techniques for improving teachers'

capabilities to deliver gender-sensitive instruction need to be researched and widely disseminated in order to support the development of multicultural, gender-sensitive curricula in all areas of instruction.

その後、内閣総理大臣官房男女共同参画室は、採択された合意結論を和訳し、公表している。

- 7) 例えば、女性差別撤廃条約の前文には「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し」と、また第10条(c)項には「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、……行うこと。」とある。
- 8) この点については、少し異論がはさまれている [上野, 1994: 78-83]
- 9) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会が1963年7月に出した中間報告「保育問題をこう考える」では、「両親による愛情に満ちた家庭保育が、もっとも必要なものであり、これを保育の第一原則と考えたい。」とある。1980年代の福祉抑制策となった「日本型福祉社会」論では、「老親の扶養と子どもの保育と養育は、第一義的には家庭の責務である」(1979年6月の自民党政務調査会家庭基盤の充実に関する特別委員会による「家庭基盤の充実に関する対策要綱」とされる。さらに1984年9月から3年間にわたって設置された臨時教育審議会の答申では、子どもたちの様々な問題行動や発達障害は「家庭教育の役割が十分に果たされていない」からであるとして、親子の信頼関係、「とくに乳幼児期の母子相互作用による基本的な信頼関係(母と子の絆)を確立することが重要である」と強調している。
- 10) 法制審議会が1991年1月以降、世論に問いながら民法の見直しを進め、「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したのは1996年2月のことであった。しかし自民党内の意見調整がつかず、今国会でも見送られることになった(「朝日新聞」1997年5月8日夕刊記事)。その後、選択的夫婦別姓制度の導入を柱とした民法改正案が民主党より提出され、6月11日の衆議院法務委員会で審議が開始された(「朝日新聞」1997年6月11日夕刊記事)が、会期切れで廃案となった。
- 11) 神奈川県全域の20歳以上の男女を対象に平成5年5月～6月に実施。住民基本台帳による層化2段無作為抽出法、調査対象者数2,000人、回収1,553人、内女性の回答者は655人。

参考文献

- 荒井紀子・鶴田敦子, 1996, 「男女共学家庭科の履修と高校生の意識(第1報)ージェンダー観をめぐってー」, 『日本家庭科教育学会誌』, 39.2, 39-46
- ベアテ・シロタ・ゴードン著, 平岡磨紀子構成/文, 1995, 『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』 柏書房
- 朴木佳緒留・鈴木敏子, 1990, 『資料からみる戦後家庭科のあゆみ』, 学術図書出版社
- 朴木佳緒留・鈴木敏子, 1991, 「次世代の育成課題」, 三東純子編『21世紀のライフスタイル』 朝倉書店, 99-102
- 稲垣忠彦・佐藤学, 1996, 『授業研究入門』, 岩波書店
- 久保加津代, 1993, 「男女共学家庭科の授業にみる学習効果ー大分県・中学生の場合ー(第1

- 報) -家庭生活観・家庭科観-」, 『日本家庭科教育学会誌』, 36.3, 1-6
- 神奈川県県民部県民課, 1993, 『くらしについての県民意識調査』
- 落合恵美子, 1994, 『21世紀家族へ』有斐閣
- 総理府広報室編, 1986, 『月刊 世論調査』大蔵省印刷局, 18.10
- 総理府広報室編, 1996, 『月刊 世論調査』大蔵省印刷局, 27.1
- (総理府) 内閣総理大臣官房広報室, 1995, 『(世論調査報告書) 男女共同参画に関する世論調査』
- 鈴木敏子, 1995, 「家族の多様化と生活保障」(社) 日本家政学会家庭経営学部会『家庭経営学研究』30, 28-37
- 鈴木敏子, 1996, 「高等学校家庭科男女共修・共学実現の意義と課題」, アコム経済研究所, 『HOME ECONOMICA』9, 5-16
- 鈴木敏子・尾嶋由紀子, 1996, 「高等学校1994年度入学生の教育課程における家庭科-神奈川県と三重県の場合-」『横浜国立大学教育紀要』36, 71-90
- 鈴木敏子・尾嶋由紀子, 1997, 「1989年改訂『高等学校学習指導要領』の家庭科に関する家庭科教師の意識-神奈川県と三重県の場合-」, 横浜国立大学教育学部教育実践研究指導センター『横浜国立大学教育学部教育実践研究指導センター紀要』13, 179-197
- 貴田康乃・増田久子, 1987, 「高校家庭科男女共学に関する調査研究(第1報-『家庭一般』履修の男子高校生の学習効果-」, 『日本家庭科教育学会誌』, 30.2, 1-6
- 貴田康乃・増田久子, 1988, 「高校学校家庭科男女共学に関する調査研究(第2報-男子社会人によってみた家庭科履修の効果-」, 『日本家庭科教育学会誌』, 31.3, 25-32
- 上野千鶴子, 1994, 『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 40周年記念誌編集委員会, 1990, 『全国家庭科教育協会40周年記念誌』, 全国家庭科教育協会